

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

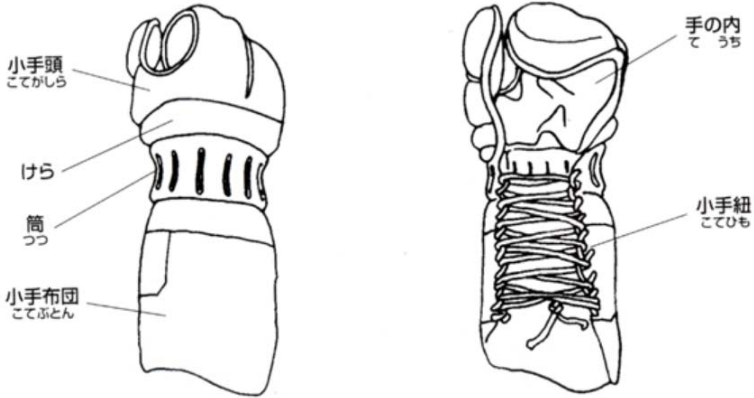
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
61 類	2. ししゅうした製品の解釈 第 61 類の号の細分において、「<u>ししゅうしたもの</u>」とは、第 58.10 項のししゅう布を当該細分の属する号に該当する製品にしたもの及び当該細分の属する号に該当する製品にししゅう（アプリー加工を含む。）を施したものをいう。ただし、次に掲げる製品は「<u>ししゅうしたもの</u>」には含めない。 （１）～（５）（省 略）	61 類～63 類	1. ししゅうした製品の解釈 第 61 類から第 63 類までの号の細分において、「<u>ししゅうしたもの</u>」とは、第 58.10 項のししゅう布を当該細分の属する号に該当する製品にしたもの及び当該細分の属する号に該当する製品にししゅう（アプリー加工を含む。）を施したものをいう。ただし、次に掲げる製品は<u>ししゅうしたもの</u>には含めない。 （１）～（５）（同 左）
61.10 項	1. トレーナーの分類基準について 輸入統計品目表 <u>6110.20-030</u> 及び <u>6110.30-030</u> においてトレーナーとは、第 11 部注及び第 61 類注並びに各項の規定に従うほか、次の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たすものをいう。 （１）・（２）（省 略）	61.10 項	1. トレーナーの分類基準について 輸入統計品目表 <u>6110.20-011</u>、<u>6110.20-021</u>、<u>6110.30-011</u> 及び <u>6110.30-021</u> においてトレーナーとは、第 11 部注及び第 61 類注並びに各項の規定に従うほか、次の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たすものをいう。 （１）・（２）（同 左）
61.10 項	2. プルオーバー等（第 61 類）に係る分類事例 （省 略） 事例 3. フード付トレーナー又はヨットパーカーと称するもの 6110.20－1（輸入統計細分 <u>030</u>） （省 略） 事例 5. Ladies' Trainer 6110.20－1（輸入統計細分 <u>030</u>） （省 略）	61.10 項	2. プルオーバー等（第 61 類）に係る分類事例 （同 左） 事例 3. フード付トレーナー又はヨットパーカーと称するもの 6110.20－1（輸入統計細分 <u>011</u>） （同 左） 事例 5. Ladies' Trainer 6110.20－1（輸入統計細分 <u>011</u>） （同 左）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6216.00 1. 剣道用の小手 <u>関税率表第 6216.00 号－1 の「剣道用の小手」とは、同号に分類される手袋、ミトン及びミットのうち、指先からひじ下まで覆う剣道用の防具として使用する左右一対の小手をいう。通常、親指の部分と他の 4 本の指の部分に分かれている。</u> <u>この細分には、剣道以外の武道（例えば、なぎなた、銃剣道）に使用する小手は含まない。</u> <u>剣道用の小手</u>  <u>（「剣道用の小手」に該当しないものの例）</u> <u>なぎなた用の小手</u> <u>なぎなたを握り、持ち替えがしやすいように指先が 3 つの部位に分かれている。</u>	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>銃剣道用の小手</u> <u>片手のみ（通常、左手のみ）であり、また、木銃から保護するため、一般に小手頭の部分が剣道用の小手よりも厚く丈夫に作られており、手首の親指側の付け根部分にはコブと呼ばれる保護部材が取り付けられている。</u>	